

当番弁護士とは・・・

逮捕・勾留された人のために、弁護士が1回だけ無料で面会に駆けつけ、相談にのる制度です。

*引き続きサポートを受けたい人は、当番弁護士に相談してください。

① 支援している方が逮捕されたら、すぐに下記の番号にお電話ください。

大阪弁護士会 総合法律相談センター

06-6363-0080

※留守番電話になっていても、そのままお話しください。



② 受付電話で次の情報（わかる範囲で）をお伝えください。

1. 電話しておられる方のお名前・ご住所・連絡先電話番号・逮捕された方との関係
2. 逮捕された方のお名前・生年月日・年齢・通訳の要否と言語
3. 罪名・逮捕日時・逮捕されている場所
4. **障害があること**
「詳しいことを説明したいので面会前に電話をください」という旨

③ 当番弁護士に、支援している方の障害特性等をお伝えください。

大阪弁護士会は、一般の当番弁護士の名簿とは別に、「障害者刑事弁護」の名簿を作成していますので、障害に詳しい当番弁護士が対応します。

障害特性

コミュニケーションの特徴

心配なこと

など



*逮捕されていない場合にはこちらにお電話ください。

ひまわり電話相談

高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の弁護士がご相談に応じます。

日時： 毎週火・水・金（祝祭日除く）

午後1時～4時

電話番号：06-6364-1251



支援対象者が逮捕されたら
当番弁護士を呼んで下さい

詳しくはWebで

大阪弁護士会 当番弁護士

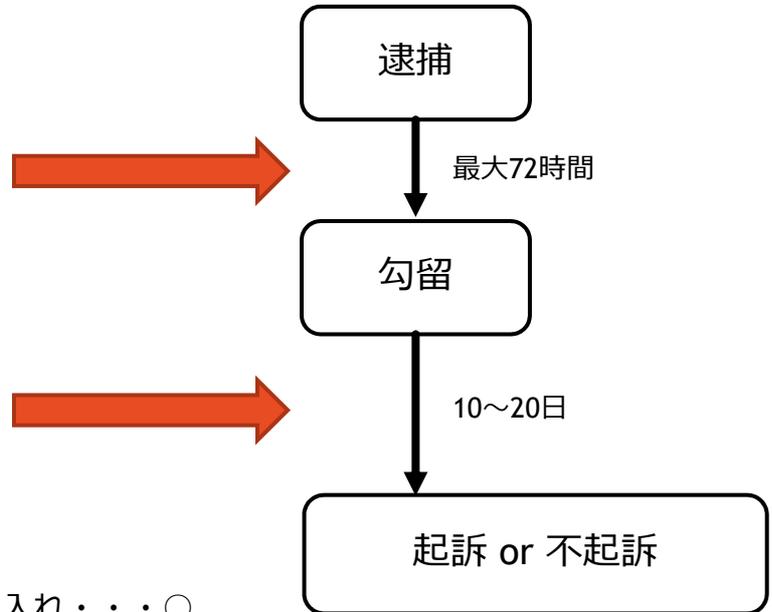
検索

面会・差し入れをするには

面会・・・△
※警察に要確認。
差し入れ・・・○

面会・・・○
手紙・・・○
差し入れ・・・○

※ただし、「接見禁止」の場合
面会・・・×/手紙・・・×/差し入れ・・・○



面会・差し入れの受付

- 平日の日中のみ
- 面会時間は15～20分程度
- 面会は1日1組（1回3名まで）
- 差し入れられる物と差し入れられない物がある
- ※事前に警察署・拘置所に電話し、「〇〇さんに面会・差し入れしたいのですが」と言って、確認してください。

逮捕・勾留されていない高齢者・障害者の被疑者について、特別に、弁護士会が弁護士費用を援助する制度ができました。

※ご利用には条件があります。詳しくは、ひまわり電話相談（表面）にお問い合わせください。

警察から問い合わせがあったら

- ✓ 逮捕された本人のことについて、警察から電話や文書による問合せ・事情聴取等の協力要請がなされることがありますが、任意のもので、断わることに差し支えありません。
- ✓ 本人の権利を擁護し、プライバシーや秘密を守るべき者としての立場は、逮捕された場合であっても変わることはありません。
- ✓ 本人の権利を擁護する立場は、弁護人も支援者も共通ですので、個人情報について、どこまで提供すべきかについては、弁護人に相談されることをおすすめします。

※ただし、裁判所から「搜索差押令状」が出されている場合は、資料の提供を断わることはできません。